

## 税制改正に関するコメント

昨今深刻化している物価高に加え、住宅価格も高騰が続いている住宅購入者にとっての環境は、より厳しい状況にある。

また、数年来問題となっている全国の空き家・空き地の増加に対する対策も急務となっているなか、本会では、低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円控除の適用期限の延長、さらには住宅ローン減税制度についての子育て世帯等の借入限度額の上乗せ措置や既存住宅に係る支援措置の拡充及び床面積要件の緩和等について要望した。

今回の税制改正は、政局が混迷するなかにあって 10 月に高市新政権が発足後、大変短い期間での改正議論となった。

そうした中、令和 8 年度税制改正大綱において、本会が重点要望事項とした各種要望項目についての実現がなされたことは大変喜ばしく歓迎したい。

近年の社会情勢や日本銀行による追加利上げの実施、今後の住宅ローン金利上昇リスクが懸念され、不動産業界における市場環境も変化しているなか、本会においては、今回の税制改正の成果を活かしつつ、空き家問題の解決等、地域に根ざした活動や消費者の住宅取得支援への取り組みを通じ、不動産業の信頼向上に努めて参りたい。

令和 7 年 12 月 19 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会長 坂本 久

